

## 栃木県

平成 26 年 6 月 10 日策定

平成 27 年 4 月 9 日変更

平成 30 年 4 月 6 日変更

平成 31 年 4 月 15 日変更

令和 2 年 5 月 25 日変更

令和 3 年 5 月 12 日変更

令和 4 年 4 月 26 日変更

### 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

#### 1. 取組の推進に関する基本的考え方

栃木県では、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の発揮に支障が生じつつあるとともに、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念される場所である。

このような中、県では、栃木の農業・農村を元気に輝かせ、誇れる“ふるさと”として次の世代に引き継いでいくため、今後5年間の農政の新たな指針として、「とちぎ農業未来創生プラン」を策定した(令和3年2月)。本プランに基づき、多面的機能支払制度などを活用し、農業生産活動と多様な主体の参画による地域保全活動を推進し、美しい景観や多様な生態系、心豊かな農村コミュニティなど、「安心して暮らせる農村環境」づくりに取り組み、地域ぐるみの農村資源の保全や集落を支える活動を一層進めていく必要がある。

このため、当制度を活用した取組目標を農振農用地面積の約40%から55%(全国平均)以上に引き上げ、地域の共同活動への支援を行うとともに、担い手農家への農地集積という構造改革の後押し、環境に配慮した活動の幅広い展開、田園風景百選地域の保全、防災・減災力の強化など、農業・農村の多面的機能の発揮を推進することを基本的な考えとするものである。

特に、多面的機能支払の推進に当たっては、活動組織の体制強化を図る必要があることから、担い手農家との連携強化や草刈り等を広範囲に実施する組織(草刈隊)の結成など地域全体における保安全管理体制の構築、活動組織間の連携強化や都市住民等の参画促進、活動組織における女性役員の登用促進に重点的に取り組むこととする。

#### 2. 農地維持支払交付金に関する事項

##### (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

###### ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の国が定める活動指針を基礎として、本県の農村地域における多様な生態系の適切な保全向上を促進するため、農地維持支払の活動のみを行う地域においては、生態系に配慮した活動を実施する。

なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

###### ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

###### ア. 地域資源の基礎的な保全活動

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の国が定める活動要件の考え方に基づき実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は除外する。

また、栃木県で定める活動項目として、生態系に配慮した活動を毎年1つ以上実施する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の国が定める活動要件の考え方にに基づき実施する。さらに、地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の活動の質的・量的な充実・向上を図るため活動期間中に地域資源保全管理構想及び地域営農ビジョンを策定する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的な保全活動

区 分	活動要件の設定（下線：県の独自追加部分）
活動区分	計画策定
活動項目	2年度活動計画の策定
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。</li> <li><u>担い手農家と、活動区域全体の農用地及び施設の保全管理に関する話し合いを行うこと。</u></li> </ul>
活動要件	—

区 分	活動項目の追加、活動要件の設定
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
活動内容	<u>100 機械除草部分の拡大（農用地）</u> 活動計画書に位置付けた畦畔・農用地法面等について、機械による除草作業の拡大に努め、除草剤の使用を抑制し生態系の保全を行うこと。
活動要件	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。 また、 <u>二重線の活動については、農地維持支払の取組のみを行う場合に必須とし、生態系に配慮した活動として、協定に位置付けた農用地及び水路等の施設について、毎年度1つ以上実施する。</u>

区 分	活動項目の追加、活動要件の設定
活動区分	実践活動
対象施設等	水路(開水路・パイプライン)
活動項目	水路
活動内容	<u>101 機械除草部分の拡大（水路）</u> 活動計画書に位置付けた水路について、機械による除草作業の拡大に努め、除草剤の使用を抑制し生態系の保全を行うこと。
活動要件	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。

	また、二重線の活動については、農地維持支払の活動のみを行う場合に必須とし、生態系に配慮した取組として、協定に位置付けた農用地及び水路等の施設について、毎年度1つ以上実施する。
--	---

区 分	活動項目の追加、活動要件の設定
活動区分	実践活動
対象施設等	水路(開水路・パイプライン)
活動項目	水路
活動内容	<p><u>102 土水路の維持・管理</u></p> <p>活動計画書に位置付けた水路について、土水路である場合は通水機能を保持すると共に生物（主に魚類）が生息出来る環境の維持・保全を行うこと。</p>
活動要件	<p>活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。</p> <p>ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。</p> <p>また、二重線の活動については、農地維持支払の活動のみを行う場合に必須とし、生態系に配慮した取組として、協定に位置付けた農用地及び水路等の施設について、毎年度1つ以上実施する。</p>

区 分	活動項目の追加、活動要件の設定
活動区分	実践活動
対象施設等	水路(開水路・パイプライン)
活動項目	水路
活動内容	<p><u>103 水路内の隠れ場確保</u></p> <p>活動計画書に位置付けた水路について、水路の泥上げを行う際に生物（主に魚類）の隠れ場を確保しつつ作業を行うこと。</p>
活動要件	<p>活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。</p> <p>ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。</p> <p>また、二重線の活動については、農地維持支払の活動のみを行う場合に必須とし、生態系に配慮した取組として、協定に位置付けた農用地及び水路等の施設について、毎年度1つ以上実施する。</p>

区 分	活動項目の追加、活動要件の設定
活動区分	実践活動
対象施設等	農道

活動項目	農道
活動内容	<u>104 機械除草部分の拡大（農道）</u> 活動計画書に位置付けた農道の路肩・法面等について、機械による除草作業の拡大に努め、除草剤の使用を抑制し生態系の保全を行うこと。
活動要件	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。 <u>また、二重線の活動については、農地維持支払の活動のみを行う場合に必須とし、生態系に配慮した取組として、協定に位置付けた農用地及び水路等の施設について、毎年度1つ以上実施する。</u>

区分	活動項目の追加、活動要件の設定
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
活動内容	<u>105 機械除草部分の拡大（ため池）</u> 活動計画書に位置付けたため池について、機械による除草作業の拡大に努め、除草剤の使用を抑制し生態系の保全を行うこと。
活動要件	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。 <u>また、二重線の活動については、農地維持支払の活動のみを行う場合に必須とし、生態系に配慮した取組として、協定に位置付けた農用地及び水路等の施設について、毎年度1つ以上実施する。</u>

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

特になし

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

栃木県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

栃木県の農地維持支払の交付単価については、国で定めた交付単価以内とする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3,000円	1,500円
	畑	2,000円	1,000円
	草地	250円	125円
8割単価 (特別な事情により、市町単位で基本単価の採用が困難である場合に採用可能)	田	2,400円	1,200円
	畑	1,600円	800円
	草地	200円	100円

③ 農地維持支払交付金の加算単価（小規模集落を取り込む場合）

事業計画に定める活動期間中に、新たに小規模集落（多面的機能支払交付金実施要領に定める基準を満たす集落）が保全管理する区域の農用地を追加した場合又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成29年度であって、平成30年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において小規模集落が保全管理する区域の農用地を含める場合に加算できる交付単価（以下「小規模集落支援」という）は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

ただし、1小規模集落あたりの交付額は、20万円（うち国の助成10万円）／年を上限とし、1対象組織あたりの交付額は、40万円（うち国の助成20万円）／年を上限とする。

また、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	1,000円	500円
	畑	600円	300円
	草地	80円	40円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であり、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地とする。

(4) その他必要な事項

特になし

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の国が定める活動指針を基礎として本県の農村地域における多様な生態系の適切な保全向上を促進するため、全地域において生態系保全に係る活動を実施する。

なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

多面的機能支払交付金実施要領別記 1 - 2 の国が定める活動要件の考え方に基づき実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は除外する。

イ. 農村環境保全活動

多面的機能支払交付金実施要領別記 1 - 2 の国が定める活動要件の考え方に基づき実施する。活動項目のテーマについては、生態系保全を必須のテーマとし、それぞれのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動の取組を毎年度 1 つ以上実施する（ただし、多面的機能の増進を図る活動において、農村環境保全活動の幅広い展開（地域環境の保全（生物多様性の回復））の活動を実施する場合はこの限りではない）。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

多面的機能支払交付金実施要領別記 1 - 2 の国が定める活動要件の考え方に基づき実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

特になし

イ. 農村環境保全活動

区 分	活動要件の設定
活動区分	実践活動
対象施設等	-
活動項目	生態系保全
活動内容	- -
活動要件	<u>生態系保全の活動は必須とする。</u> <u>生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の取組を毎年度 1 つ以上実施する。（ただし、多面的機能の増進を図る活動において、「農村環境保全活動の幅広い展開の活動」の地域環境の保全における生物多様性の回復を実施する場合はこの限りではない。）</u>

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

特になし

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙 2）

栃木県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙 2 のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

栃木県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価については、国で定めた基本単価及び加算単価に 3 / 4 を乗じて得た交付単価以内とする。

なお、多面的機能の増進を図る活動に直ちに取り組めない地区については、上記交付単価に 5 / 6 を乗じて得た交付単価以内とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	2,400円	1,200円
	畑	1,440円	720円
	草地	240円	120円
交付単価	田	1,800（1,500）円	900（750）円
	畑	1,080（900）円	540（450）円
	草地	180（150）円	90（75）円

（注）（ ）内は、5/6を乗じた交付単価

③ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の加算単価（多面的機能の増進に向けた活動への支援）

ア. 多面的機能の増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動項目（ただし、広報活動・農的關係人口の拡大を除く）から2活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	400円	200円
	畑	240円	120円
	草地	40円	20円
交付単価	田	300円	150円
	畑	180円	90円
	草地	30円	15円

イ. 農村協働力の深化に向けた活動への支援

アの支援を受ける対象組織であって、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に、当該活動期間中に限りアの表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

- (a) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合
- (b) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合

地目	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	400円	200円
	畑	240円	120円
	草地	40円	20円
交付単価	田	300円	150円
	畑	180円	90円
	草地	30円	15円

ウ．水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行い、かつ、県が実施する雨水流出抑制対策に対する調査に協力する場合には加算できる交付単価は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の右欄に定めるとおりとする。

- (a) 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）
- (b) 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする）

地目	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	400円	200円
交付単価	田	300円	150円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であり、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地とする。

- (4) その他必要な事項  
特になし

#### 4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

##### (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

###### ① 地域活動指針策定における基本的考え方

栃木県のほ場整備事業等により水田の整備率が70%を超える一方で、農業用水利施設の老朽化が進んでいる中で、農業の持続的発展と水系ネットワークの確保による健全な生態系の保全等を図るため、農業用排水路等の長寿命化のための補修、更新等を計画的、効率的に行っていく必要がある。このようなことから、本県では、当対策を活用し、これまで集落が保管理してきた農業用排水路等の資源の長寿命化に取り組むこととする。併せて、農村環境への配慮に努めることとする。

なお、農地耕作条件改善事業など、施設整備保全に係る事業が充実してきたことから、農業農村整備事業(国庫補助事業)で実施可能な更新整備は対象外とする。

###### ・対象活動

集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象施設とし、付帯施設や取水施設も含め、施設全体をとらえた長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

###### ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

###### ア. 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件

###### a 対象施設・対象活動

地域共同により管理している農地周りの水路、農道及びため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

###### b 内容について県と協議を求める場合の要件

対象施設等の緊急度を踏まえ、適用可能な事業がない、または県予算及び市町予算の状況、事業執行体制から事業化が困難な場合に限り、県と協議の上実施できる。

###### c 県が行う技術的指導

県は、工事实施前までに、現地調査等により整備内容や工法の確認を行う。あわせて、施工時や工事完了時に適正な施工となっているかについて確認を行う。

###### ③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	活動項目の追加、活動要件の設定
活動区分	実践活動(集落が管理する施設)
対象施設等	取水施設
活動項目	水路
活動内容	106 取水施設の補修 ・取水施設(堰、ゲート、ポンプ等、又は、それらの管理施設などの付帯施設)について、破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合には、地域共同により管理している農地周りの水路、農道及びため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。 県と協議を求める場合の要件は、対象施設等の緊急度を踏まえ、適用可能な事業がない、または県予算及び市町予算の状況、事業執行体制から事業化が困難な場合に限り、県と協議の上実施できる。

区 分	活動項目の追加、活動要件の設定
活動区分	実践活動(集落が管理する施設)
対象施設等	取水施設
活動項目	水路
活動内容	107 取水施設の更新等 ・老朽化等により機能に支障が生じている取水施設（堰、ゲート、ポンプ等、又は、それらの管理施設などの付帯施設）について、更新等の対策を行うこと。
活動要件	原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合には、地域共同により管理している農地周りの水路、農道及びため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。 県と協議を求める場合の要件は、対象施設等の緊急度を踏まえ、適用可能な事業がない、または県予算及び市町予算の状況、事業執行体制から事業化が困難な場合に限り、県と協議の上実施できる。

区 分	活動項目の追加、活動要件の設定
活動区分	実践活動(集落が管理する施設)
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
活動内容	108 ため池の浚渫 ・ため池において、大量の土砂が堆積し、貯水機能に支障を来たしている場合、浚渫による対策を行うこと。この場合に浚渫した土砂を適正に処理すること。
活動要件	原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合には、地域共同により管理している農地周りの水路、農道及びため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。 県と協議を求める場合の要件は、対象施設等の緊急度を踏まえ、適用可能な事業がない、または県予算及び市町予算の状況、事業執行体制から事業化が困難な場合に限り、県と協議の上実施できる。

区 分	活動項目の追加、活動要件の設定
活動区分	実践活動(農地に係る施設)
対象施設等	用水施設
活動項目	水路
活動内容	109 給水施設等の補修 ・用水路における取水口、パイプラインにおける給水栓など水田に給水する施設、またはその付帯施設の破損や老朽化した箇所への補修等の対策を行うこと。
活動要件	原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合には、地域共同により管理している農地周りの水路、農道及びため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。 県と協議を求める場合の要件は、対象施設等の緊急度を踏まえ、適用可能な事業がない、または県予算及び市町予算の状況、事業執行体制から事業化が困難な場合に限り、県と協議の上実施できる。

区 分	活動項目の追加、活動要件の設定
活動区分	実践活動(農地に係る施設)
対象施設等	用水施設
活動項目	水路
活動内容	110 給水施設等の更新等 ・老朽化等により機能に支障が生じている取水口や給水栓など水田に給水する施設、またはその付帯施設の更新等の対策を行うこと。 ・農地の生産機能維持のために必要な給水施設及びその付帯施設の設置による対策を行うこと。
活動要件	原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合には、地域共同により管理している農地周りの水路、農道及びため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。 県と協議を求める場合の要件は、対象施設等の緊急度を踏まえ、適用可能な事業がない、または県予算及び市町予算の状況、事業執行体制から事業化が困難な場合に限り、県と協議の上実施できる。

区 分	活動項目の追加、活動要件の設定
活動区分	実践活動(農地に係る施設)
対象施設等	排水施設
活動項目	水路
活動内容	111 暗渠排水の補修 ・暗渠排水又はその付帯施設の破損や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと。
活動要件	原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合には、地域共同により管理している農地周りの水路、農道及びため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。 県と協議を求める場合の要件は、対象施設等の緊急度を踏まえ、適用可能な事業がない、または県予算及び市町予算の状況、事業執行体制から事業化が困難な場合に限り、県と協議の上実施できる。

区 分	活動項目の追加、活動要件の設定
活動区分	実践活動(農地に係る施設)
対象施設等	排水施設
活動項目	水路
活動内容	112 暗渠排水の更新等 ・老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水又はその付帯施設の更新等の対策を行うこと。 ・農地の生産機能維持のために必要な暗渠排水及びその付帯施設の設置による対策を行うこと。
活動要件	原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合には、地域共同により管理している農地周りの水路、農道及びため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。 県と協議を求める場合の要件は、対象施設等の緊急度を踏まえ、適用可能な事業がない、または県予算及び市町予算の状況、事業執行体制から事業化が困難な場合に限り、県と協議の上実施できる。

栃木県では、関東ロームなどの粘性土壌地帯が広く分布しており、これら農地を保全するために、農地に係る施設として用水施設・排水施設についても、地域の合意により、対象施設とし、当該施設の補修、更新等を対象活動とする。なお、農地に係る施設・活動については、対象組織(集落)が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で対象活動とすることができるものとする。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(別紙3)

栃木県の資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙3のとおりとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であり、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地とする。

(3) その他必要な事項

特になし

## 5. 広域協定の規模

栃木県においては、地域振興立法のうち、下記のいずれかの指定地域が協定の対象となる区域に含まれている場合、広域協定の対象とする地域が50ha以上又は協定に参加する集落が3集落以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができるものとする。

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- ② 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
- ④ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

## 6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による活動の推進にあたっては、栃木県、市町、農業者団体、集落等のそれぞれの役割分担と緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、栃木県、市町、農業者団体等から構成する栃木県農地水多面的機能保全推進協議会を地域の推進体制に位置付けることとする。

(2) 関係団体の役割分担

① 栃木県

- ・本交付金の実施状況等の評価を行うため、多面的機能発揮促進事業に係る第三者委員会を設置・運営する。
- ・栃木県の多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
- ・活動組織に対し、事業計画に位置付けられた活動等の適切な実施に向けた指導・助言を行う。
- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、市町から提出された事業実施計画、交付申請書等を審査し、国に事業実施計画、交付申請書等を申請するとともに、市町長に交付金の交付額等を通知し、多面的機能支払交付金の交付を行う。

② 市町

- ・管内の活動組織から申請された事業計画の認定又は広域組織の協定を認定する。

- ・毎年度、活動組織の多面的機能支払交付金による活動の実施状況を確認する。
- ・活動組織に対し、事業計画に位置付けられた活動等の適切な実施に向けた指導・助言を行う。
- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、活動組織から提出された事業計画、実績報告書等を審査するとともに、活動組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、多面的機能支払交付金の交付を行う。

### ③ 栃木県農地水多面的機能保全推進協議会

- ・毎年度、活動組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・活動組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・活動組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。
- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、市町から依頼された事業計画等を審査する。

### (3) 市町等への推進交付金の交付の方法

市町への推進交付金については、国から栃木県に交付を受けた額のうち、市町推進事業の実施に必要な経費を栃木県多面的機能支払事業費補助金交付要領（以下、「栃木県交付要領」という）に従い、栃木県から管内市町に交付するものとする。

また、推進組織への推進交付金については、国から栃木県に交付を受けた額のうち、推進組織推進事業の実施に必要な経費を栃木県交付要領に従い、栃木県から推進組織に交付するものとする。

### (4) その他必要な事項

特になし

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	栃木県	関係市町	推進組織	
多面的機能支払交付金	○	○		
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○	
(2) 事業計画の認定		○		
(3) 長寿命化整備計画の協議	○			
6. (1) 広域協定の指導、審査	○	○	○	
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○		
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成			○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援			○	
9. (1) 交付申請書等の審査	○	○		
(2) 通知・交付	○	○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項				

<参考2>

実施体制図

